都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和八年十一月十六日

広島県知事　横　田　美　香

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡海田町東一丁目三七一六番二の一部、三七一九番一の一部、三七一九番二の一部、三七一六番八の一部、三七一九番四の一部、三七一六番二地先から三七一九番二地先水路、三七一六番八地先から三七一九番四地先水路、三迫二丁目三四四四番二地先里道

二　開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区三篠三丁目六番一七号

株式会社　リヴリアル

代表取締役　山口　智之